

| | |
|------------------|-----------------------------|
| 商 品 名 (愛 称) | (7) 定期積金 (ス ー パ ー 積 金) |
|------------------|-----------------------------|

| | |
|-------------------|---|
| 販 売 対 象 | ・ 法人および個人の方。 |
| 期 間 | ・ 1年、2年、3年、4年、5年。 |
| 預 入 | ・ 払込日を定め、契約期間によって1年(12回)・2年(24回)・3年(36回)・4年(48回)・5年(60回)の掛込方式とします。 |
| ①預入方法 | |
| ②預入金額 | ・ 1,000円以上 |
| ③預入単位 | ・ 1,000円単位(掛金均一型と最終回調整型があります。) |
| 払戻し方法 | <p>・ 満期以降に一括してお支払いします。</p> <p>・ 満期自動解約の依頼を受けたものについては、満期日に(休日の場合は翌営業日)自動解約され、契約給付金(税引後)の全額を指定口座に入金、または定期預金に預け替えます。</p> <p>【定期預金への預け替えの取扱いについて】</p> <p>・ 預け替えの定期預金は、預入期間1年のスーパー定期・スーパー定期 300・大口定期の自動継続型(元利継続もしくは元金継続)となります。</p> <p>・ 適用金利は、預け替え日時点の定期預金の店頭表示利率となります。</p> <p>・ 定期預金は、指定の総合口座(普通預金)の担保定期預金または通帳式定期預金での取扱いとなります。(証書での取扱いはできません。)</p> <p>・ 定期預金への預け替えを選択する場合、当該定期積金の契約時に総合口座または通帳式定期預金が開設されていることが必要となります。</p> |
| 利 息 | ・ 固定金利 契約時の店頭表示の利率「年利回り」を満期日まで適用します。 |
| ①適用金利 | |
| ②利払方法 | ・ 給付補填金は満期日以降に一括してお支払いします。 |
| ③計算方法 | ・ 給付補填金は付利単位を100円として、契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。 |
| 税 金 | <p>・ 個人のお利息には20%(国税15%・地方税5%)の税金がかかります。 (なお、マル優は利用できません。)</p> <p>・ 法人は総合課税となります。</p> <p>※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。</p> |
| 手 数 料 | ・ 不要です。 |
| 付 加 可 能 な 特 約 事 項 | <p>・ 普通預金および当座預金からの自動振替による受入れができます。</p> <p>・ 個人の場合は「総合口座」の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期積金の約定利回りに0.7%上乗せした利率)</p> |
| 中 途 解 約 時 の 取 扱 | ・ 満期日前に解約する場合は、初回払込日から解約日の前日までの期間について解約日における普通預金利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。付利単位は1円とする。 |
| 金 利 情 報 の 入 手 方 法 | ・ 金利は店頭窓口へお問い合わせください。 |
| 苦情処理措置・紛争解決措置 | <p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客さま相談室(9時~17時、電話:089-946-1203)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 ・ 愛媛弁護士会紛争解決センター(電話:089-941-6279)で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記お客さま相談室にお申し出ください。また、お客さまから、上記愛媛弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>・ 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、</p> |

| | |
|---------------------------|--|
| <p>苦情処理措置・ 紛争解決措置</p> | <p>第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さま相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p> |
| <p>その他参考となるべき事項</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 払込の延滞がある場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。ただし、満期日を繰延べない場合には当初契約時の店頭表示年利回(1年を365日とする日割計算)の割合による遅延利息を徴求します。 ・ この積金の掛金が払込日前に払込まれたときは、先払割引金を当初契約時店頭表示の利回りに準じて満期日に計算します。この場合、先払日数180日を越えているものに限りません。 ・ 満期以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します。預金保険の対象です。 |